



12 件

◆◆◆
人權の保障、両性の平等に関する大法官の重要な解釈

Constitutional Court Republic of China





はしがき

中華民国(台湾)は人権立国の自由民主的法治国家である。憲法の解釈を職権とされる司法院大法官(諸外国の憲法裁判所の裁判官に相当する)は、憲政秩序の維持及び人権の保障の番人としての理念に基づき、すでに数多くの重要な解釈を作成し、それらが自由民主的法治国家としてのイメージの向上にあたって、積極的な意義を有する一方、国際社会においてもまた、指標的地位を築き上げている。

国際社会に我が国が人権の保障及び両性の地位的平等への保護にかかる努力と実績を理解していただくために、司法院は数多くの大法官解釈の中から、とりわけ十二件の代表的解釈を選ぶとともに、そうした解釈の公布後に関係法令の改正に影響を与えた状況を人権の保障及び両性の平等に関心のある諸外国の皆様に参加していただけるよう、同時に中国語、英語ならびに日本語の三ヶ国語で編集した。

司 岳 生

2007年9月司法院にて





目次

はしがき.....	116
1. 司法院积字第365号解释(1994.9.23).....	118
2. 司法院积字第384号解释(1995.7.28).....	120
3. 司法院积字第392号解释(1995.12.22).....	124
4. 司法院积字第436号解释(1997.10.3).....	130
5. 司法院积字第445号解释(1998.1.23).....	135
6. 司法院积字第452号解释(1998.4.10).....	140
7. 司法院积字第457号解释(1998.6.12).....	142
8. 司法院积字第471号解释(1998.12.18).....	146
9. 司法院积字第535号解释(2001.12.14).....	150
10. 司法院积字第556号解释(2003.1.24).....	156
11. 司法院积字第587号解释(2004.12.30).....	159
12. 司法院积字第603号解释(2005.9.28).....	163



本件の争点：民法が親権の行使に関して父権を優先とする規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、民法が両親の未成年の子に対する権利の行使にあたってその意思に不一致のある時は、父がこれを行使用すると規定しているが、これは憲法及び憲法増修条文の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正されるべきであり、そのうえで本解釈の公布日より、遅くとも2年を満した時にその効力は失われるという趣旨を宣告した。

立法院の一部立法委員が本号解釈に応じて、1996年5月31日に民法親族編第1089条等の一部改正案を提出し、審議に付した。立法院は1996年9月6日に可決し、総統は同年9月25日に「(85)華総(一)義字第8500231840号令」を以って同改正案を公布した。

改正・公布された民法第1089条は、両親の未成年の子に対する権利の行使にあたってその意思に不一致のある時は、父がこれを行使用としていた規定を、両親の未成年の子に対する重大事項にかかる権利行使の意思に不一致のある時は、子の最高利益に基づきこれを決定することを裁判所に請求することができる」と改正した(第2項)。



解釈文

民法第1089条は、両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父により行使されると規定している部分は、憲法第7条にいう人民は男女が分別されることなく法律上は一律に平等である、および憲法増修条文第9条第5号の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正を検討すべきであり、そのうえで本解釈公布の日から、遅くとも2年を満時とし、その効力を失うものとする。

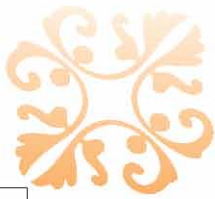


本件の争点：暴力団肅清条例にかかる緊急逮捕、秘密証人等の規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

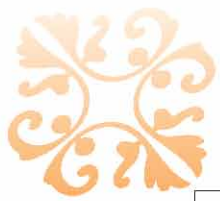
解釈は、暴力団肅清条例は、警察機関に緊急逮捕し得ることを授権すること、決定により移送された者と証人との交互尋問の権利を剥奪すること、刑の宣告また執行された者に再び感訓処分を受ける虞があるとさせること、警察機関が暴力団と認定したうえで与える誠告の処分につき人民は訴願及び行政訴訟を提起し得ない等の規定、これらはすべて憲法の趣旨に相違しており、遅くとも1996年12月31日までにその効力は失われるべきであるという趣旨を宣告した。

行政院は本号解釈に応じるため、1996年8月19日に暴力団肅清条例の第5条から第7条、第12条、第21条等の一部改正案を立法院に提出し、審議を付した。立法院は同年12月30日に法案を可決し、総統は同日に「(85)華総(一)義字第8500307310号令」を以って同改正案を公布した。



改正・公布された当該条例において、第5条は本来警察機関が暴力団と認定したうえで与える誠告の処分につき人民は訴願及び行政訴訟を提起し得ないと規定していたが、異議申し立ての決定を不服とする際に、訴願及び行政訴訟の手続により救済を求めることができると改正された。第6条、第7条は本来警察機関に緊急逮捕し得ることを授権するとしていたが、合法の通知がありながら正当な理由がないにもかかわらず指定の場所への召喚に応じなかった者については、裁判所に逮捕許可状の発行を請求することができ、なお特殊な場合においてのみ直ちに逮捕することができるが、即時に裁判所に逮捕許可状の発行を請求すべきであり、もしも裁判所がこれを許可しない場合は、直ちにその者を釈放すべきであると改正された。決定に移送された人と証人との交互尋問の権利を剥奪するという第12条の原規定は削除された。刑の宣告また執行をされた者に再び感訓処分を受ける虞があるとさせる第21条の原規定は、感訓処分の期間は懲役、禁錮または保安処分の期間と互いに換算すると改正された。





解釈文

憲法第8条第1項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる。」と規定している。「法定手続き」ということは、凡そ人民の人身自由に関する制限の処分について、その対象が刑事被告人であるかどうかを問わず、国家機関の行う手続きは法律をもって規範が設けられ、さらにその内容が必ず実質として適正であり、また憲法第23条の条件の要件に符合し行わなければならないことを指すのである。やくざ者取締法(検肅流氓條例)第6条及び第7条は、警察機関に強制的に人民を出頭させることができる権限を与え、何らの必要としての司法手続きをも行わないとし、同法第12条は秘密証人の制度という制度ことにより、裁定に送致された者の証人尋問の権利が剥奪され、法院の真実発見も妨げることになり、同法第21条において実刑判決





を受けた者及び受刑者に、特別予防の要求があるか否かを問わず、保安処分により恣意的に人身自由を喪失させる虞れを避けかねない、これらの条文は全て必要な程度を逸し、実質上適切さに欠け、前述した憲法の趣旨に反している。また、同法第5条における警察機関がやくざ者と認定し、勧告の処分を与えたことに対し内政部警政署に異議申立てのほか訴願か行政訴訟を提起してはいけないとすることも、憲法第16条の趣旨に反している。以上の各々の規定はこの解釈文が公布してから1996年12月31日までにその効力を失う。



本件の争点：刑訴法の検察官の勾留権、提審法の提審要件等の規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、刑事訴訟法の被告勾留に関する各項の処分権を検察官に付与する規定、また提審法の「違法な逮捕禁錮」を提審の申請条件とすることは、ともに憲法に違反するものであり、本解釈の公布日より、遅くとも2年を満した時にその効力は失われるという趣旨を宣告した。

行政院と司法院は本号解釈に応じるため、1997年5月10日に刑事訴訟法第101条、第102条、第105条第3項、第121条第1項、第259条第1項等の一部改正共同草案を提出し、司法院もまた同日に提審法第1条等の一部改正案を提出し、ともに立法院の審議を付した。その他、一部の立法委員もまた刑事訴訟法の改正案を提示し審議を付した。改正案は立法院による前後の審議・可決した後、総統が同年12月19日に「(86)華総(一)義字第8600272590号令」を以って刑事訴訟法を公布し、1999年12月15日に「(88)華総(一)義字第8600272590号令」を以って提審法改正案を公布した。

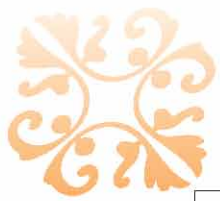
改正・公布された刑事訴訟法第101条、第101条の1は、勾留の要件及



びその理由について更に明確且つ厳格な規定を設け、そのうえ裁判官によりこれを行うことを明確に定めた(第1、2項)。第102条は勾留状は裁判官により署名されなければならないという規定を増設した(第4項)。第105条は本来勾留場所の長の命令を許可する権限を検察官に付与するとしていたが、裁判所によりこれを行うと改め、緊急の場合には、検察官或いは勾留場所の長により先に必要な処分を行うことができるが、但し、即時に裁判所に報告し許可を得なければならない(第3項)。第121条第1項は、本来被告(被疑者)の勾留に関する各項の処分を検察官に付与するとしていたが、すべて裁判所によりこれを行うと改めた。並びに第259条第1項において、勾留された被告が不起訴の処分を受けた際は、勾留は取消されたものと見なし、検察官は直ちにその者を釈放すべきであり、並びに即時裁判所に通知しなければならない、と明確に定められた。

提審法の部分については、その第1条の「違法な逮捕禁錮」を提審の申請条件とした規定は削除された。





解釈文

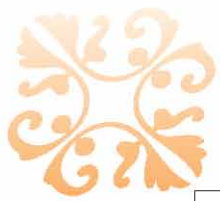
司法権のひとつとしての刑事訴訟、ちなみに国家刑罰権を実現することを目的としての刑事裁判に関する司法手続きについては、その裁判ということは、訴追をはじめに、だが訴追のため必ず捜査を実施し、なお判決が確定することにより、刑の執行を経た後、裁判の内容が実現されることが可能になるのである。したがって、これらの手続きは完全に裁判・処罰を除いてはならないということである。言い換えれば、捜査・訴追・審判・刑の執行の各々は刑事手続きの一部であり、国家の代表として「捜査」「訴追」「執行」を行う検察機関は、職権を行使し、刑事司法の任務を達成するのを目的とする以上、このような意義としての国家作用に関しては広義な司法機関のひとつである。その故に、憲法第8条第1項の文言の「司法機関」は、同法第77条の規定における司法機関だけを示すものではなく、検察機関も含まれた広義な司法機関である。





憲法第8条第1項、第2項の規定における「審問」は、裁判所が審理する中の訊問であり、裁判権を有しない者は行ってはならない。よって、この2項の条文にいう「法院」は裁判権を有する裁判官が構成された一人制或いは合議制の法院をいう。法院ではない機関が逮捕・拘禁を行うと、前述の憲法第8条第2項の規定に従い、遅くとも24時間以内に犯罪嫌疑のため逮捕拘禁された人が管轄法院に移送し審問されなければならない。その故に、現行の刑事訴訟法第101条・第102条第3項を準用する第71条第4項及び第120条などの規定が法院を他にして、なお検察官に被告人を拘留する権限を与え、同法第105条第3項が検察官に拘留所長官の命令を許可する権限を付与し、同法第121条第1項・第259条第1項が検察官に拘留の取消、拘留執行の停止、拘留執行の停止の取消・拘留の延長及びその他被告人拘留の関する処分を与えることは、前述の憲法第8条第2項の規定の趣旨に違反する。





憲法第8条第2項は、「人民が犯罪の嫌疑のため逮捕・拘禁されたときは、その逮捕・拘禁の機関は逮捕・拘禁の理由を書面にして本人及び本人指定の親戚又は友人に告知し、かつ遅くとも24時間以内に本人を審問のため管轄法院に移送しなければならない。本人又はその他の者もまた管轄裁判所に24時間以内に逮捕・拘禁機関に提審するよう請求することができる」というように規定しているだけであり、「違法の逮捕拘禁」を前提要件として提審を請求することではなく、よって提審法第1条は、「人民が法院以外の全ての機関によって非法の逮捕拘禁を受けたとき、本人或いはその他の者は逮捕拘禁の所在地方の法院或いはその管轄の高等法院に提審を請求することができる。」と規定していることは、「不法の逮捕拘禁」を提審の前提要件とするから、憲法の規定に違反するのである。

前述のように、刑事訴訟法及び提審法に関する憲法の趣旨に違反する条文は、全てこの解釈が公布の日から起算して遅くとも2年以内にその効力を失う。本院院解字第4034号解釈が変更されるべきである。但し、憲法第8



条第2項における「遅くとも24時間以内に移送しなければならない」にいわゆる24時間は、客観的、確かに捜査を進めさせることができるというものである。よって、本院釈字第130号の解釈は依然として適用することができるし、他の憲法規定の趣旨に符合する法律上の障害事由があるとき、自ずと時間の算入することを排除することができる、合わせてここで説明する。



司法院釈字第436号解釈（1997.10.3）

本件の争点：軍事審判法の関連規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

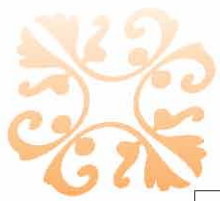
解釈は、軍事裁判は独立、公正な裁判機関としてその手続きを含め、法の適正な過程に合致していなければならない。そのうえで憲法における司法権に関する制度建製の憲法原理に反してはならない。また人身の自由及び訴訟権を保障するために、平時に終審の軍事裁判機関による有期懲役以上の刑の宣告を受けた事件は、被告が判決の違背法令を理由として直接通常裁判所に救済を請求することを許可すべきである。軍事審判法と憲法の趣旨が合致せぬ規定は、本解釈の公布日より、遅くとも2年を満した時にその効力は失われるという趣旨を宣告した。

行政院と司法院は本号解釈に応じるため、1999年3月29日に軍事審判法の改正共同草案を提出し、立法院の審議を付した。立法院が同年10月1日に可決した後、総統は同年10月2日に「(88)華総(一)義字第8800234380号令」を以って同改正案を公布した。



改正・公布された軍事審判法は全文の改正をおこない、本号解釈の趣旨に従って軍事裁判機關を再建し、憲法における司法権に関する制度建制の憲法原理に合致するように、全部で合計8編238条からなるものである。総則編(第1編)における改正の骨子は、(1)軍法機關を地区制に改め部隊には隸屬せぬものとし、(2)国防部には「地方」、「高等」、「最高」との三等級の軍事裁判所を設けるうえで、その組織及び管轄を明確に定め、(3)国防部の軍法行政事項に対する監督は、裁判権の行使に影響を及ぼしてはならなくなり、(4)現役軍人とみなす範囲を縮小し、(5)現役軍人の定義を修正し、(6)軍法人員の身分保障等を強化し(以上は第1章から第3章)、(7)裁判と檢察との分立を厳格に履行し、各級の軍事裁判所に配置する檢察署の職権の独立行使を明確に定め(第4章)、(8)軍事檢察官による勾留權を撤廢し、これを軍事裁判所による権限へと移行し、並びに刑事訴訟法と照合し、人權保障の関連規定を増補し(第5章から第10章)、(9)特別に証拠の章を増補し、証拠裁判主義の機能を發揮するようにした(第11章)。その他、本来第11條が定





める國防部は最高軍事裁判機關、第13條及び第34條の士官參審、第133條の軍の長官の判決認可權及び再議權、第158條の裁判廷の組成に関しては軍の長官の認可を請求しなければならない等の規定を削除し、裁判の獨立を貫徹しようとした。



また捜査、起訴、裁判、上訴、抗告、再審、非常上訴、及び執行の手續き(第2編から第7編)については、すべて解釈の趣旨に従い、多くが改正された。その中で被告が直接通常裁判所に救済を請求することを許可すべきとする解釈の指摘に関しては、最高軍事裁判所による有期懲役以上の宣告を不服とする者、または高等軍事裁判所による死刑、無期懲役の判決の宣告を受けた者は、判決の違背法令を理由として、最高裁判所に上告することができるとした(第181條)。

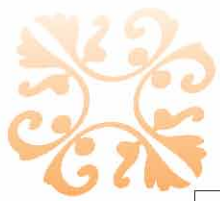




解釈文

憲法第8条第1項は、人民の身体自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけな
いと規定しているし、憲法第16条も人民は訴訟の権利を有すると規定して
いる。現役軍人も人民である以上、これらの規定により保障されるべきであ
る。また、憲法第9条に、「人民は現役軍人を除き、軍事裁判を受けさせては
いけない」という規定は、現役軍人は国家を防衛する特別な義務があり、国
家の安全及び軍事に関わる事由に鑑み、彼らの犯罪行為に関して軍事裁判
といった特別な訴訟手続きを設けることとし、軍事審判機関が軍人の犯罪
に対し裁判権を独占するわけではないのである。但し、軍事審判の仕組みは
、憲法上明確な規定が定められていない以上、法律をもちこの手続きを規範
することができるとしても、軍事審判機関が行使したのは依然として国家の
刑罰権に属し、その発動および運用は正当な手続きの最低限の要求に符合
しなければならない。例えば、独立・公正な裁判機関と手続きの構成や、憲
法第77条・第80条等における司法制度としての憲法原理の遵守や、軍人の
権利制限に及ぶ軍事審判の手続きを規定する法律は憲法第23条における





比例原則の遵守など。さらに、憲法の保障する人身自由・人民訴訟権利及び同77条の主旨に鑑み、平時であれば、軍事審判機関による終局判決で懲役以上の刑が言い渡された事件は、被告人が直接に普通法院に法律違反を理由として救済を求めることとすべきである。軍事審判法第11条・第133条第1項、第3項・第158条その他の被告人が直接に普通法院に判決は法律違反であるのを理由として救済を求めることを禁ずる規定が全て上述の憲法趣旨に反し、本解釈が公布された後、遅くとも2年以内効力を失う。所管機関は、上述の期間内、それらの原則に従いかかわる法律を修正しなければならない。そして、訴訟上の救済のため審級制度を調整すること・審判独立を貫くため軍事審判に関する審検分離や審判に務める軍人の選任基準及び軍事裁判官としての身分保障なども改めて検討・修正しなければならないと、合わせてここで説明する。





本件の争点：集会デモ法の関連規定は違憲か？

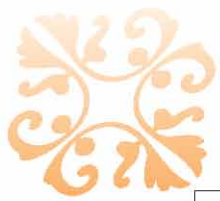
解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、集会デモ法の集会不許可に関する一部要件の規定は、憲法が保障する表現の自由、集会の自由の趣旨に合致せぬものであり、すべて本解釈の公布日よりその効力は失われるべきであるという趣旨を宣告した。

行政院は本号解釈に応じるため、2000年10月17日に集会デモ法第6条、第9条、第11条等の一部改正案を提出し、立法院の審議を付した。立法院は2002年6月4日に改正案を可決し、総統は同年6月26日に「(91)華総(一)義字第09100128080号令」を以って同改正案を公布した。

改正・公布された集会デモ法は、第9条第1項の但書を修正し、重大な緊急事態の預見は不可能であるための集会デモの申請に対しては、6日前という申請の制限を受けないとしたうえで、人民の偶発的な集会デモの自由を保障しようとし、修正された第11条の室外集会デモの不許可の状況に関する包括的な規定を具体的・明確化にしたほか、同条にあった共産主義または国土の分裂を主張するものは不許可とする規定を削除し、参加者の政治的意見を表現する自由を保障しようとした。





解釈文

憲法第14条に定められている人民の集会の自由は、憲法第11条に定められている言論、講学、著作及び出版の自由と同様に、表現の自由の範疇に属し、民主政治を実施するためのもっとも重要な基本人権である。人民の集会の自由を保障するために、国家は適切な集会の場所を提供し、集会デモ行進の安全を確保し、そして集会デモ行進を順調に進行させねばならないのである。法律をもって集会デモ行進の権利を制限するに当たって、明確性原則及び憲法第23条の規定に合致しなければならないのである。

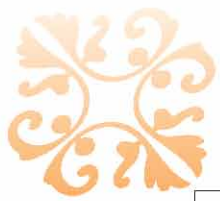
集会デモ行進法第8条第1項は、室外の集会デモ行進が同条項の但し書きに定められている各号の状況を除くほか、主管機関に許可を申請しなければならないことを定めている。それに対して、同法第11条は室外集会デモ行進が同条に列挙された状況のいずれかに該当する以外に、許可しなければならないことを定めている。その中で、時間、場所及び方法に関する規定は集会デモ行進の目的または内容の事項に関わっていないため、社会秩序を維持し、公共利益を増進するためのものであり、立法による自由形成の範



囁に属しているのである。またこうした規定は表現自由が求めていることを侵害することはないのであり、憲法によって保障されている集会の自由の趣旨にも抵触していないのである。

集会デモ行進法第11条第1号は、同法第4条の規定に違反することが許可を与えない要件にしたのである。こうした規定は、「共産主義または国土の分断を主張する」言論に対し、主管機関に集会デモ行進を実施する前に人民の政治上の言論について審査をさせることができるのであり、憲法によって保障されている表現の自由の趣旨に反するのである。同条第2号の規定は、「国家安全、社会秩序または公共の利益に危害を与える恐れがあると認めに足りる事実を有するもの」と定めている。第3号の規定は「生命、身体、自由または財貨に対する重大な損害を与える恐れがあるもの」と定めている。これらの規定は具体かつ明確性を欠いているため、集会デモ行進以前に明白かつ即時の危険の事実状況がなく、将来発生する可能性のみに頼って、主管機関によって集会デモ行進を同意するや否やを判断する根拠にしたの





であり、憲法によって保障されている集会自由の趣旨に合致しない。よって本解釈が公布されてからこの条文は効力を失うことになるのである。

集会デモ行進法第6条が集会デモ行進の禁止地域を定めている目的は、国家重要な機関及び軍事施設の安全を確保すること、対外の交通の順調を維持することにある。同法第10条は集会デモ行進の責任者、その代理人または秩序維持人員を定めている。第11条第4号は同一時間、場所、行進経路にすでに他人が申請し許可された場合を集会デモ行進の不許可の要件にすると定めている。第5号は法によって設立された、または許可が取り消された、命令によって解散された団体が当該団体の名義で申請した場合、主管機関が集会デモ行進を許可しないことができると定めている。第6号は申請者に申請書における各事項を記入するよう命ずる第9条の規定に合致しなかった場合を不許可の要件にすると定めている。これらの規定は集会デモ行進活動を平和に進行するのを確保すること、そして、集会デモ行進活動が民衆の生活安寧への影響を回避することなどを目的にするのである。よってこれらの規定はすべて他人の自由への妨害を防止し、社会秩序または公





共利益を維持するために必要とするのであり、憲法第23条の規定に抵触していないのである。ただ、集会デモ行進法第9条第1項の但し書きは「自然災害またはその他予見できない重大事故にあい、正当な理由を有するものは、2日前に申請を提出することができる」と定めている。しかし、こうした偶発的な集会デモ行進にとって、2日前までに申請しなければ許可を与えないという規定は憲法によって保障されている人民の集会自由の趣旨に違反しているので、緊急に検討、改善を待たねばならないのである。

集会デモ行進法第29条が解散及び制止命令に従わない首謀者に刑事責任を課することは、立法による自由形成の範囲に属して憲法第23条の規定に抵触していないのである。



本件の争点：一方の意思による夫婦住所の決定に関する民法の規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、民法が夫婦の一方の意思による夫婦住所の決定に関する規定は、他方による住所の選択及び具体的事情による特殊的状況への顧慮がなされておらず、憲法の趣旨に合致せぬものであり、よって本解釈の公布日より、遅くとも1年を満した時にその効力は失われるという趣旨を宣告した。

立法院の一部立法委員は、先の1997年12月20日に民法親屬編第1002条等の一部改正案を提出した。解釈が公布された後、立法院は解釈の趣旨に従い、1998年5月28日に改正案を可決し、総統は同年6月17日に「(87)華総(一)義字第8700121300号令」を以って同改正案を公布した。

修正公布された民法第1002条は、本来夫婦の一方の意思により住所を決定するとした規定を、夫婦の住所は双方共同の協議によりこれを定めると改正し、未協議或いは協議不成立の場合は、裁判所にこれの決定を申し立てることができるとした。



解釈文

民法第1002条の規定により、妻は夫の住所をその住所とし、婿養子たる夫は妻の住所をその住所とするとしている。但し、夫が妻の住所をその住所とする、或いは妻が婿養子たる夫の住所をその住所すると約定する場合は、その約定に従うとしている。本条但書の規定では、夫婦双方に住所を約定する機会を与えているが、もしも妻或いは婿養子たる夫が約定を拒否し或いは双方による協議が不成立となってしまった場合は、すなわちその一方が設定した住所をその住所としなければならない。前掲した法律は相手方による住所の選択および具体的事情の格別な状況を配慮しておらず、それが憲法上の平等原則および比例原則に尚も一致しないものであり、よって本解釈の公布日から、遅くとも1年を満時とし、その効力を失うものとするべきである。また、夫婦住所の設定と夫婦同居の義務の履行は尚も異なるところがあり、住所とはすなわちもろもろの法的効力を決定する中心地であり、民法が定める同居の義務を履行する唯一の場所ではない。夫婦はたとえ住所が未設定であっても、依然として永久に共同生活を目的とし、相互に同居の義務を履行する責任を負うべきであり、こうしたことは当然に属するものである。



司法院釈字第457号解釈（1998.6.12）

本件の争点：退輔会「宿舍土地処理要点」の嫁に出た女子の相続禁止規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

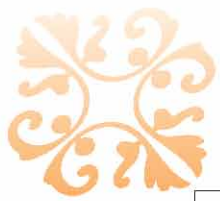
解釈は、国有農場の土地を耕作に配分された退役民は、その男子に限り、結婚の有無を問わずに、それを相続する権利が承認されているが、その女子が嫁に出た後は無条件で土地および宿舍のすべてが返還されるべきとしている規定は、男女平等の原則に相違しているものであり、よって本解釈の公布日より6ヶ月以内に、これを検討すべきであるという趣旨を宣告した。

行政院国軍退除役官兵輔導委員会は1998年12月16日に解釈の趣旨に従い、「本会各農場の非独身場員死亡後その遺族による耕作相続申請の作業要点」を發布するうえで、「本会各農場の非独身場員の入院、入所または死亡による欠員後の宿舍土地処理要点」を廃止した。



上述の新規に發布された要点は解釈の趣旨に従い、耕作に配分された
退役民が死亡した後に、耕作相続により間接的に安置される遺族の範囲は
、特定条件下の配偶者、成年の子及び養子とすることを明確に定め(第3点)
、並びに本来の要点であった女子が嫁いだ後は無条件に配分を受けた耕地
は返還されるとしていた規定は削除された。





解釈文

中華民国人民は、男女の分別なく、法律上には一律に平等である；国家は両性の地位にかかる実質的な平等を促進すべきとすることは、憲法第7条と憲法増修条文第10条第6項に明文で定められている。国家機関は公の行政任務を遂行するために、私法のかたちでの行為であれ、前掲した憲法の規定を順守すべきである。行政院国軍退除役官兵輔導委員会が發布した「本委員会の各農場の家族を持つ職員に関する医療を受ける、公の扶養を受けるまたは死亡により空席になった後の房舎土地の処理要点」という命令は、もともと退役軍人及びその遺族の生活の面倒を見るために設置されたものであり、そして国有農場の土地を耕作するための配分(=配耕)は、退役軍人に対する特殊な優遇措置であり、それは一般国民が取得する権利または法律上の利益とは異なるものである。配耕を受けた退役軍人と国家との間には、使用貸借の法律関係が成立するのである。配耕を受けた退役軍人の死亡により貸借を目的とする使用が終了するときには、主務官庁は本来、国家資源





の合理的運用が得られるため、契約を解除して耕地を回収すべきである。主務官庁はもしも遺族の面倒を見るという特別な目的のために、もともと配分を受けた房舎及び土地を引き続き使用させるのであれば、遺族の範囲は子に及ぶべきか否か、そしてその生計能力、耕作能力を酌量しそのうえで、確実に補助を継続する必要があるか否かにおいては、男女平等の原則により妥当に企画されるべきである。前掲した房舎土地の処理要点の第4点第3項は、「死亡した職員の妻がもしも他人と再婚しまた子供がいない、あるいは娘のみがいる場合は、その娘が嫁に出た後は無条件で土地および房舎のすべてを回収すべきであり、もしも息子がいるならば息子がその権利を相続することを許可すべし」と定め、その中の規定は退役軍人の息子に限り、むしろ結婚しているか否かにかかわらず、すべてがそのいわゆる相続の権利を承認しており、これは前述の原則とは合致せぬものである。主務官庁は本解釈の公布日から6ヶ月以内に、前掲した解釈の趣旨に基づき、関連規定を検討し、妥当な扱いをしなければならない。



本件の争点：銃砲条例の強制労働処分の規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、「銃砲弾薬刃物管制条例」が一律に強制労働3年を宣告するとした規定は、その中に社会的な危険性を具えていない者の身体の自由が制限されている部分については、憲法の比例原則に合致しておらず、よって本解釈の公布日よりこれの適用を認めないという趣旨を宣言した。

本号解釈により、法務部は1999年1月26日に所管検察機関に通達し、本解釈が公布される以前に、銃砲弾薬刃物管制条例第19条第1項の規定に従って、強制労働3年の宣告が確定した事件には憲法の比例原則に合致するか否かを審査すべきであり、もしも合致せぬ場合は、その執行の免除或いは執行持続の免除を裁判所に申し立てなければならないとした。

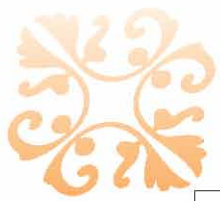


その他行政院も2000年11月14日に銃砲彈藥刃物管制条例第19条等の一部改正案を提出し、立法院の審議を付した。

立法院は2001年10月31日に審議を完了し、総統は同年11月14日に「(90)華総(一)義字第9000223470号令」を以って、改正案を公布した。

修正公布された同条例は、本来第19条の保安処分の強制宣告という規定を削除した。





解釈文

国民の身体の自由を保障することは、憲法第8条によって明文化されている。人身の自由を制限する法律は、その内容が憲法第23条の要件を充たさなければならない。保安処分は、処分対象者の教育と治療を目的とし、彼らの将来の危険性に基づいて身体や自由等を拘束する措置であり、刑罰を補充する制度である。法治国家における人権保障の原理および刑法の保護作用に基づき、法律規定の内容は比例原則に合致されなければならない。保安処分の宣告は、行為者の行為の重大性、行為者が表した危険性、および行為者から将来の犯罪行為が予期せられる蓋然性に相応しなければならない。銃砲弾薬刀械管制条例(以下、銃砲刀剣類所持等取締法と呼ぶ)第19条第1項は、「第7条、第8条、第10条、第11条、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項から第3項までの罪を犯し、有期懲役に処した者に対して、刑の執行完了後または赦免後に労働場所に入らせるかつ強制労働を命じる。その期間は3年とする。」と定めている。すなわち、行為者に対してその社会的な危険性を予防し矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に3年の強制労働





働に処する。その結果、社会的危険性のない処分対象者に対しても身体の自由を制限することとなり、手段と予防や矯正という目的との間に必要性が欠如し、憲法第23条の比例原則に抵触することとなる。つまり、銃砲刀剣類所持等取締法第19条の罪を犯し、行為者に対してその社会的危険性を予防や矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に3年の強制労働に処する規定は、本解釈の趣旨に反しており、本解釈が発布される日から適用されるべきではない。また、行為者が前述した第19条第1項の罪を犯した場合、事案の状況により比例原則に合致したものは、当該規定に基づいて保安処分を科すこととするが、比例原則に合致しないが保安処分を科す必要があると認める場合は、裁判所は刑法第90条第1項の要件に基づき、職権によりそれを命じることとする。なお、この場合、刑法第2条第2項を適用する余地がなく、第1項を適用することとなる。すなわち、裁判時法主義を原則とするが、行為後の法律により刑の変更があったとき、そのうちの軽い刑を適用することとする。



本件の争点：警察勤務条例における臨検実施の規定は違憲か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、臨検の実施手段は、人民の行動の自由、財産権及びプライバシーの権利に甚だしく影響を及ぼすものであるがゆえに、法治国家による警察の勤務原則に厳格に遵うべきである。現行の警察職務の執行に関する法規につき不完備があるものについては、本解釈の公布日より2年以内に、全面的に検討を行うべきであるという趣旨を宣告した。

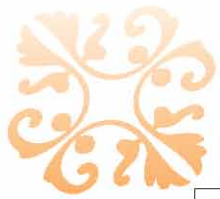
内政部所管の警政署は解釈が公布された後、即刻に解釈文を各警察機関宛にファックスを送り、臨検、路検、検問等の勤務を執行する警察官に、制服の着用並びに身分証明書の提示、勤務の事由の告知を行使すべきことを要求するとともに、臨検の要件及びその手続きに関しては、厳粛かつ謹慎に務めることを求め、法を執行する方法と態度を重んじ、勤務の品質を向上させるよう要求した。その他、「警察臨検実施作業規定」、「警察臨検実施標準作業手続」を制定し、更に明確な手続的依拠として提供し、そのうえで関連の講習会を挙行了した。



その他解釈が指摘する法規の不完備な部分については、立法院の一部立法委員が2002年5月29日に警察職権行使法の制定を提案し、行政院もまた同年12月13日に警察職務執行条例草案を提出し、立法院の審議を付した。立法院は両法律案の合併審議をおこない、2003年6月5日に可決し、法律名を「警察職権行使法」とし、総統は同年6月25日に「(92)華総(一)義字第09200116580号令」を以って同法律を公布した。

制定公布された警察職権行使法は共に5章32ヶ條からなり、臨検実施の要件、手続及び違法な臨検に対する救済について、すべて明確な規範を与えるものである。法律はまず、その制定目的は警察に対して法による職務を行使させようとするところにあることを明確に掲げ、そのうえで警察が職権を行使するには必要限度を超えてはならず、侵害が最も少ない方法にてこれを行うべきであり、且つ制服の着用或いは身分証明書の提示により身分を表示すること、勤務の事由を告知すること等を規範化し(第1章)、次いで人民の身分調査及び資料収集の事項、突発的かつ危険的状态において即





時に強制を実施する事項については、その要件及び手続を明確に規範する(第2章、第3章)、末尾には人民は警察の職権行使にあたってその利益が侵害されたと思ふときの救済の権利を明確に定めている(第4章)。本法の公布は警察の職権行使を法制化するさきがけを創ったものである。



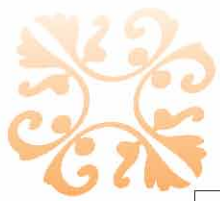


解釈文

警察勤務に関する法律(警察勤務条例)は、警察勤務の編制・組合せを規定し、勤務を行う方式も列挙するもので、単に組織法ではなく、実は行為法の性質を兼ねている。同法律第11条3号によると、職務質問は確かに警察の行う勤務の一種である。職務質問の方法としての、検査・自動車検問・取締りもしくは尋問などいかなる名称に問わず、全て対人または対物の取調べ・干渉で、人民の行動自由、財産権及びプライバシーなどに対する影響が重大であり、法治国家としての警察勤務の原則に遵守しなければならない。職務質問を行う要件・手続き及びその違法行為に対する救済は、すべて法律による明確な規範を有するとすべきである。これにより、憲法の保障する人民の自由・権利との趣旨に符合するといえる。

この法律に関する職務質問との規定の趣旨は、警察官に時間・場所及び対象を問わず、みだりに職務質問したり、取り締まったり、検査・尋問したりする権限を与えているものではない。法律による規定を有すことを除き、場





所に対し警察官の職務質問を行うのは、危害が起こっている、客観的・合理的な判断で危害が起こりやすい地点・交通用具もしくは公共施設に限りであり、またその場所は私人が住居に使われているものであれば、住宅と同じように保障されるべきである。人に対し警察官の職務質問を行うのは、その行為は危害を起し、もしくは起こそうとしていると認められるに足りる相当な理由があるかぎりであるし、比例原則を遵守すべく、必要の程度を超えてはいけない。さらに、警察官の職務質問を行うまえ、当該場所にいる人に実施の理由を告知し、証明書を提出して職務の執行にあたっている者を示す。職務質問を行うときは、その場で実施しなければならない、本人の同意を得るとか、またはその人別を確認するのが不可能とか、もしくは現場で実施したら本人に対して不利であり交通・秩序の妨害になると考えた場合でなければ、警察署・派出所に同行を求めてはいけない。その過程で、違法な事実を発覚したら、法定の手続きに基づき処理するほかに、人別を明らかにした後、その場に去ることを許しなければならない。したがって、前掲の法律第11条第3号の規定は前述した解釈の主旨に一致するように適用されれば、憲法の人権を保障する主旨に悖らないといえる。現行法における警察官の職務を執





行する規範は欠如しているので、関わる行政機関は、本解釈が公布してから2年以内解釈の主旨に従い、社会の実際状況も斟酌し、警察官の勤務を執行したとき突如の出来事に対応できる権限を付与し、人民の自由と警察自身の安全との維持を均衡できるよう法律を整備しなければならないと、合わせてここで説明する。



本件の争点：組織犯罪条例における「犯罪組織への参加」とは何か？

解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、犯罪組織に参加する行為が依然として継続しているか否かについて、検察官は立証の責任を負わなければならない、もし参加の行為が発覚される前に自首してきた、或いはすでに長期間にわたって組織との連絡を絶っており、また組織の活動等にも参加していないといった事実があり、それによって犯罪組織から既に脱離したことを証明するに十分であるのであれば、すなわちそのものは尚も参加を継続していると認められないのであり、よって関連の解釈は変更されるべきであるという趣旨を宣告した。

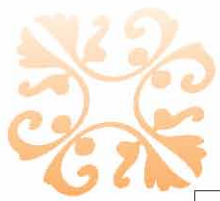
司法院积字第68号、第129号及び院字第667号解释においては、犯罪組織の参加が継続しているか否かについて、及び立証責任の分配に関する解釈において、本解釈の趣旨と合致しない部分は変更されるべきである。



解釈文

犯罪組織の存在は、法益に侵害を与えるおそれがあるため、それを排除し、予防する必要がある。組織犯罪防制条例(以下、組織犯罪法と略す)は、組織的に行われている犯罪活動を予防し、社会秩序の維持と個人法益の保障を実現することを目的とする。同法第3条第1項及び第3項における「犯罪組織に参加する」こととは、組織活動に参加するか否かを問わず、犯罪組織に入り組織のメンバーになることで直ちに犯罪が成立する、ということである。なお、犯罪行為が継続しているか否かについては、組織的活動を持続的に参加しているか、または組織と連絡を保っているかによって判断されるべきであり、国家を代表して犯罪を訴追する検察官が犯罪の挙証責任を負うべきである。組織のメンバーは、犯罪組織への参加が発覚する前に自首した場合、若しくは長期間組織と連絡せずかつ活動にも参加しておらず、よって犯罪組織から離脱したと証明できる場合には、犯罪組織に参加していると認定することができない。これに対し、大法官解釈第68号の前半において





次のように説示されている：「叛乱組織に参加した者は、自首若しくは他の事実により組織を離脱したと証明できるまで、組織に参加し続けていることと認定する」。しかし、第68号解釈の前半は、すでに廃止された「懲治叛乱条例」についての解釈であるため、現に犯罪組織に参加しているか否かの判断や挙証責任の分担に関して、本解釈(訳者注：第556号)の趣旨と一致しない部分については、第68号解釈及びそれと同じ趣旨の他の解釈(院字第667号、釈字第129号)を変更しなければならない。また、組織犯罪法第18条第1項に規定されている経過期間について、その適用は本解釈の趣旨に反するものではなく、憲法による人身自由の保障に反するものでもないことを併せて明記しておく。





本件の争点：民法及び判例が子の父への嫡出否定の訴えを禁ずることは違憲か？

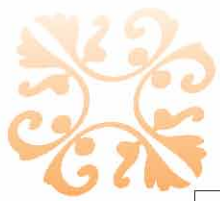
解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、子はその血統の來源を知り得て、真実の父子の身分關係を確定することは、子の人格權と深く関わることであり、憲法の保障を受けるべきであり、民法には子の父への嫡出否定の訴えを提起し得ること及び当該訴訟の提起の期間とその起算日が規定されていないことは、憲法が人格權及び訴訟權を保障する趣旨に合致しておらず、改善を検討すべきであるという趣旨を宣告した。

本号解釈公布の後、行政院と司法院は2006年4月20日に民法親族編第1063條等の一部改正共同草案を提出し、立法院の審議を付した。同年4月19日に一部立法委員も関連の改正案を提出した。その後、立法院はこれらの案を合併審査し、2007年5月4日に審議を完し、總統は同年5月23日に「(96)華総(一)義字第09600064111号令」を以って、改正案を公布した。

改正・公布された民法第1063条は、子にもその嫡出性を否定する訴えを提起する權利を付与するとした(第2項)。





解釈文

子が自らの血統の由来を知り、真実の父子という身分関係を確定することは、子の人格権に深く関わり、憲法により保障されるべきものである。民法第1063条は「妻の受胎が、婚姻関係の存続中に係るものであるときは、その生まれた子は、これを婚生の子と推定する。前項の推定は、夫婦の一方が、妻は夫によって受胎したのではないことを証明できるときは、その否認の訴えを提起することができる。但し、子の出生を知った日から1年以内に、これを行わなければならない」と規定しており、これは身分の安定及びに子の利益を共に配慮するために設けられたものではあるが、そうした否認の訴えを提起することができる者は夫婦の一方のみに限られており、子自身は否認の訴えを独自に提起する資格がないのみならず、さらには子が当該否認の訴えを独自に提訴することができる時に設けられるべき合理的期間及び起算の日が考慮されておらず、故に前掲した規定は子の訴訟権に不当な制限を与えることによって子の人格権への保護が欠如することとなり、こうした範囲の内は憲法が保障する人格権および訴訟権の趣旨に合致していない。したがって、最高法院23(1934)年上字第3473号及び同院75(1986)年台上字第

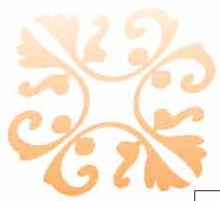




2071号の判例がこの趣旨に合致していない部分は、再度に引用されるべきではない。関係官庁は適時のうえで父性否認の訴えを提起することができる主体や起訴の除斥期間の長さ及びそれを算出する日等に関する規定への検討をおこない、これらを前掲した憲法の趣旨に合致するようにすべきである。

確定終局判決が適用した法令または判例に関しては、本院(司法院)が人民の解釈申立を経てそれが憲法の趣旨に合致していないと判断した場合には、その不利益な確定終局判決を受けた者は当該解釈を依拠に法的手続によって救済を求めることができることは、既に本院釈字第177号、釈字第185号で解釈したところである。本件申立人はもしも再審の訴えによる救済が不可能である場合は、本解釈の公布日から1年以内に、法律で推定された実の父を被告として父性否認の訴えを提起することが許可されるべきである。その訴訟の手続は、親子関係事件手続の中における否認の訴えの部分に関する民事訴訟法の関連規定を準用し、ひいては法定代理人が代わりに





起訴する場合には、子の利益のためにこれをおこなうべきである。

実の父が推定された他人の婚生の子に対して否認の訴えを提起することを法律で禁ずることは、訴訟により他人の婚姻の安定、家庭の平和及び子女の養育を受ける権利へ影響を及ぼし破壊されないようにと定められたものであり、こうした規定は憲法に尚も抵触していない。ひいては将来立法が
かような訴訟にかかる制限を緩和するか否かに至っては、立法による政策形成の自由に属するものである。





司法院釈字第603号解釈 (2005.9.28)

本件の争点：戸籍法第8條第2項、第3項の指紋押捺を身分証明書の発行要件とした規定は違憲か？

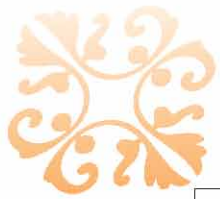
解釈の要旨及びそれらによる法令の改正状況

解釈は、指紋とは重要な個人情報であり、情報のプライバシーの権利の保護を受けており、戸籍法における強制に等しい押捺並びに指紋の記録・保存に関する規定は、憲法の趣旨に合致せぬものであり、すべては本解釈の公布日より、適用されるべきではないという趣旨を宣告した。

戸籍法第8條に関しては、行政院はかつて2005年4月11日に第2項、第3項を削除する改正案を提出し、立法院の審議を付したが、ただし立法院はそれを否決した。

本号解釈の公布の後、内政部は即時に解釈の趣旨に従って、戸籍法施行細則(行政命令)第22條の指紋押捺の関連規定を削除し、そのうえで指紋押捺を身分証明書の全国的更新の要件とする関連作業規定を削除した。よって、2005年12月21日から開始された身分証明書の全国的更新の作業においては、指紋押捺は行われていない。





上述した戸籍法第8條第2項、第3項の改正案は、その改正の方向(第2項、第3項削除)と本号解釈の趣旨に合致しており、解釈の公布後には、内政部は基本的人権の保障を基づき、改正案の審議について積極的に立法院との協議をおこなっている。





解釈文

人間の尊厳を守り、自由な人格の発展を尊重することは、自由民主の憲政秩序の核心価値である。プライバシーは、憲法によって明確に規定された権利ではないが、人間の尊厳の尊重・個人の主体性の維持・人格の完全な発展を配慮し、私生活に対する他人の騒擾からの回避および個人的情報の自主管理を保障するためには、不可欠な基本権利であり、憲法第23条によって保障されている(本院釈字第585号解釈参照)。個人的情報の自主管理という情報プライバシーは、個人的情報を明かすか否か、明かすとすれば、いかなる範囲内で、いつ、どのように、誰にそれを明かすのかという決定権、個人的情報の被用に対する国民の知る権利と制御権、および誤った情報の記載に対する訂正権を保障することを意味する。しかしながら、情報プライバシーに対する憲法の保障は、絶対的なものではなく、憲法第23条の趣旨に即して国が明確な法律の規定でそれを適切に制限することができる。

指紋は重要な個人的情報であり、個人による指紋情報の自主管理は情報プライバシーによって保障される。また、国民身分証明カードを交付する





か否かは、国民の基本権利の行使に直接的に影響を及ぼす。「戸籍法」第8条第2項によれば、「前項の規定に従って国民身分証明カードの交付を申請するときは、申請者が指紋を押捺し、交付機関がそれを記録して保管しなければならない。但し、申請者が14歳未満である場合、指紋押捺をさせず、申請者が満14歳になったとき、改めて指紋押捺をしてもらい、それを記録・保管しなければならない」。同条第3項は「前項の規定に従って指紋押捺をしない申請者には、国民身分証明カードを交付しない」と定めている。前記規定に従って指紋押捺をしない者に国民身分証明カードを交付しないことは、指紋押捺および指紋の記録と保管を強制し、それを国民身分証明カードを交付する要件とするにほかならない。その目的の如何に関して、戸籍法に明文の規定が欠如しているのは、国民の情報プライバシーを保障する憲法の趣旨に反するというべきである。また、身分証明カードの偽造防止、成りすまし受領や盗用の防止、行き倒れ・認知症徘徊者・氏名不明死亡者の身分確認などの目的から考えても、指紋押捺という方法は、損得の均衡性がならず、行き過ぎであり、比例原則にも反する。よって、指紋押捺の強制および指紋の記録・保存を国民身分証明カードの交付の要件とする戸籍法第8条第2項、





第3項の規定は、憲法第22条、第23条の趣旨に反し、本解釈が公布される日からその効力を失う。また、戸籍法のその他の規定に基づく国民身分証明カードの切り替え作業が、予定通り続けられるのはいうまでもない。

特に重大な公の利益のため、国民の指紋を大規模的に収集・記録し、データベースを作ることが必要である場合、国は収集の目的を法律で明確に定めなければならない。しかも指紋の収集自体は、重大な公の利益という目的の達成と密接な必要性・関連性を有し、明確な規定でその目的以外の使用を禁止しなければならない。そして、国民の情報プライバシーを保障する憲法の趣旨に符合させるために、主務機関は、そのときの科学技術に基づいて、情報の正確さと安全性を確保できる方法を用い、組織的にも方法的にも収集した指紋のファイルを厳正な措置で管理・保護しなければならない。



